

○公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第八百五十八号）

平成30年3月 2日改正
平成30年3月31日施行

（趣旨）

第一条 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号。以下「規則」という。）第三条の九第三項に規定する公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項については、規則に定められるもののほか、この告示の定めるところによる。

（用語の定義）

第二条 この告示において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

（公募対象施設等の設計）

第三条 公募対象施設等は、自然状況、利用状況その他の公募対象施設等が置かれる諸条件を勘案して、公募対象施設等の要求性能（公募対象施設等に必要とされる性能をいう。以下同じ。）を満足し、かつ、施工時に公募対象施設等の構造の安定が損なわれないよう、適切に設計されるものとする。

- 2 公募対象施設等の設計に当たっては、公募対象施設等の設計供用期間（公募対象施設等の設計に当たって、公募対象施設等の要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）を適切に定めるものとする。
- 3 公募対象施設等の設計に当たっては、施工及び維持を適切に行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（公募対象施設等の要求性能）

第四条 公募対象施設等の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

- 一 施工時及び供用時に公募対象施設等が置かれる諸条件に照らし、風圧、自重、土圧、水圧、変動波浪（公募対象施設等を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、公募対象施設等の設計供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。）、水の流れ、公募対象施設等の設計供用期間中に発生する可能性の高い地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、公募対象施設等の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
- 二 設計津波（公募対象施設等を設置する地点において発生するものと想定される津波のうち、公募対象施設等の設計供用期間中に発生する可能性が低く、かつ、公募対象施設等に大きな影響を及ぼすものをいう。）、公募対象施設等を設置する地点において発生するものと想定される最大規模の強さを有する地震動等の作用による損傷等が、公募対象施設等の機能が損なわれた場合であっても、公募対象施設等の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。
- 三 海水、風雨等による腐食を防止する措置が講じられていること。
- 四 洗掘及び吸出しによる公募対象施設等を構成する部材の健全性への影響が公募対象施設等の安定性を損なうおそれがある場合にあっては、適切な措置が講じられていること。
- 五 公募対象施設等が倒壊した場合であっても、次のイからニまでに掲げる区域に影響を及ぼさない規模であること。
 - イ 開発保全航路の区域
 - ロ 緊急確保航路の区域
 - ハ 規則第三条の六第一号、第二号及び第四号から第六号までに定める区域
 - ニ 耐震強化施設（港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第一条第七号に規定する耐震強化施設をいう。以下この条において同じ。）の区域及び当該耐震強化施設と一体となって機能を発揮する必要がある港湾施設の区域
- 2 前項に規定するもののほか、公募対象施設等の被災に伴い、耐震強化施設の機能を確保するための航路及び泊地における船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのある公募対象施設等の要求性能にあっては、レベル二地震動（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第六項に規定するレベル二

地震動をいう。)等の作用による損傷等が、公募対象施設等の機能が損なわれた場合であっても、公募対象施設等の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこととする。

(公募対象施設等の性能照査の基本)

第五条 公募対象施設等の性能照査は、作用、供用に必要な要件及び公募対象施設等の保有する性能の不確定性を考慮できる方法又はその他の方法であって信頼性の高い方法によって行われなければならない。

2 公募対象施設等の性能照査に当たっては、設計供用期間中に公募対象施設等が置かれる状況を考慮して、次の事項を行うことを基本とするものとする。

- 一 公募対象施設等が置かれる自然状況等を考慮して、作用を適切に設定すること。
- 二 二以上の作用が同時に生じる可能性を考慮して、作用の組合せを適切に設定すること。
- 三 材料の特性、環境作用の影響等を考慮して、材料を選定するとともに、その物性値を適切に設定すること。

(自然状況等の設定)

第六条 規則第三条の九第一項第一号の自然状況その他の条件は、次の各号に定める方法により定めるものとする。

- 一 波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は推算値をもとに、風速、風向等を適切に設定するものとする。
- 二 風圧力の算定に用いる風については、風の長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した風速及び風向を適切に設定するものとする。
- 三 潮位については、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を考慮して、統計的解析等により港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示(平成十九年国土交通省告示第三百九十五号)第一条第十三号に定める港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。
- 四 公募対象施設等の安定性、構造部材の断面の破壊(疲労によるものを除く。)等の照査に用いる波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。
- 五 構造部材に関する疲労による断面の破壊の照査に用いる風及び波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析により設計供用期間中に発生する風速、風向、波浪の波高、周期及び波向の相関頻度分布を適切に設定するものとする。
- 六 津波については、津波の記録又は数値解析をもとに、津波の高さ等を適切に設定するものとする。
- 七 海水等の流動については、実測値又は推算値をもとに、流速及び流向を適切に設定するものとする。
- 八 河口水理の影響については、実測値又は推算値をもとに、河川流を考慮して、適切な手法により評価するものとする。
- 九 漂砂の影響については、実測値又は推算値をもとに、適切な手法により評価するものとする。
- 十 地盤条件については、地盤調査及び土質試験の結果をもとに、土の物理的性質、力学的特性を適切に設定するものとする。
- 十一 地盤の沈下の影響については、地盤条件をもとに、公募対象施設等の構造、載荷重及び公募対象施設等の周辺の状況を考慮して、適切な手法により評価するものとする。
- 十二 地震動については、地震動の実測値又は推算値をもとに、時刻歴波形を適切に設定するものとする。
- 十三 地盤の液状化については、地盤条件をもとに、地震動による作用を考慮して、適切な手法により評価するものとする。
- 十四 船舶の接岸による作用については、対象船舶(公募対象施設等の性能照査において、条件として用いる船舶をいう。)の諸元、公募対象施設等の構造、接岸方法、接岸速度等を考慮して、適切な手法により設定するものとする。
- 十五 環境作用の影響については、公募対象施設等の設計供用期間、材料特性、自然状況、維持管理の方法その他の公募対象施設等が置かれる諸条件を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

る。

十六 自重については、材料の単位体積重量をもとに、適切に設定するものとする。

十七 載荷重については、想定される公募対象施設等の利用状況等を考慮して、適切に設定するものとする。

(洋上風力発電設備等の要求性能)

第七条 洋上風力発電設備及びその附属設備（この条及び第八条において「洋上風力発電設備等」という。）の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

一 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）で定める基準に適合すること。

二 洋上風力発電設備等の周辺の水域を航行する船舶から視認できるよう、洋上風力発電設備等の一部を着色したものであること。

三 回転翼は洋上風力発電設備等の周辺の水域を航行する船舶に接触しないように施設すること。

四 洋上風力発電設備等の風下で発生する乱流が水域施設における船舶の航行に支障を及ぼすものではないこと。

(洋上風力発電設備等の維持管理の方法の基準)

第八条 洋上風力発電設備等の維持管理の方法の基準は、維持管理が洋上風力発電設備等の構造又は設備に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行われるものであることとする。